

県政調査報告書

平成 30 年 10 月 16 日

県議会議長 桐生 秀昭 殿

会派名 かながわ国民民主党・無所属クラブ

団長名 曾我部 久美子

(署名又は記名押印)



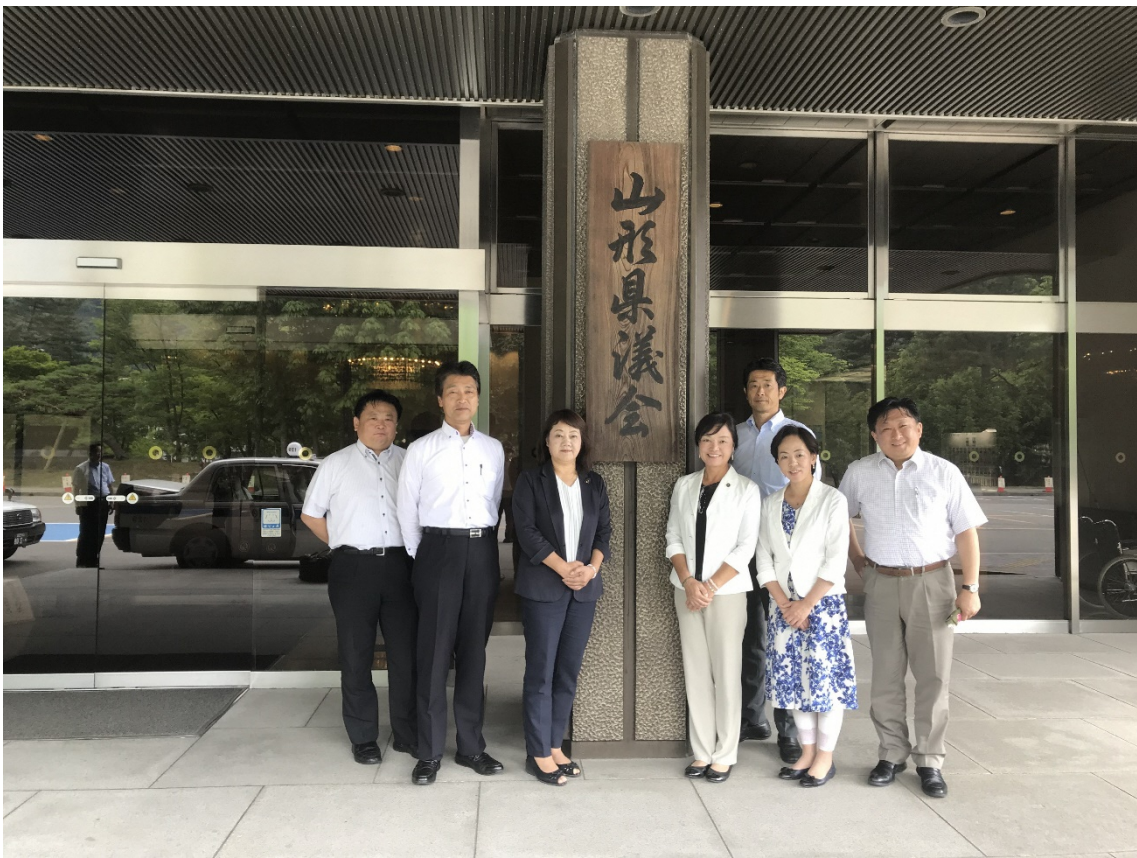
県政調査を次のとおり実施しましたので、報告いたします。

| | |
|--------|--|
| 1 調査議員 | (調査団長) 曾我部 久美子 (団 員) 大 村 博 信 日 下 景 子 近 藤 大 輔 長 友 よしひろ さとう 知 一 京 島 けいこ |
| 2 調査目的 | (1) 6次産業化の取組や、(2) 電力・水素複合エネルギー貯蔵システム実証運転の取組、(3) 県庁内保育所運営の取組、(4) 障害者の施設から地域への移行の取組、(5) グループホーム運営の取組、(6) Wi-Fiエリアの整備による観光振興と地域活性化の取組を調査することにより、本県における施策展開の参考とする。 |
| 3 調査期間 | 平成30年 7 月 17 日 ~ 平成30年 7 月 19 日 |
| 4 調査地 | 宮城県、山形県 |
| 5 調査内容 | ・ 調査内容は、別添報告書のとおり。 ・ 経費は、合計 484,939円であった。 |



県政調査報告書

かながわ国民民主党・無所属クラブ
神奈川県議会議員団



(左から長友よしひろ議員、大村博信議員、曾我部久美子議員、日下景子議員、
近藤大輔議員、京島けいこ議員、さとう知一議員)

調査期間：平成30年7月17日～19日

調査地：宮城県、山形県

| | |
|-------|--|
| 調査議員 | <p>調査団長 曾我部 久美子</p> <p>団 員 大 村 博 信</p> <p>日 下 景 子</p> <p>近 藤 大 輔</p> <p>長 友 よしひろ</p> <p>さとう 知 一</p> <p>京 島 けいこ</p> |
| 調査期間 | 平成 30 年 7 月 17 日 (火) ~19 日 (木) |
| 調 査 地 | <p>I デリシャスファーム株式会社</p> <p>II 東北大学</p> <p>III—I、III—II 宮城県庁</p> <p>IV 地域支援センター「しんぼし」</p> <p>V 山形県庁</p> |

I デリシャスファーム株式会社

■日 時：平成 30 年 7 月 17 日（火） 自：13 時 30 分 至：15 時 15 分

■場 所：デリシャスファーム株式会社
（宮城県大崎市鹿島台木間塚字古館 1）

■対 応 者：デリシャスファーム株式会社 代表取締役 今野 文隆 氏

■調査概要：デリシャスファーム株式会社が進める 6 次産業化の取組について、会社や生産品の特徴、具体的な取組状況等をご説明いただいた後、質疑応答を行い、その後、デリシャスファーム株式会社の農場で、デリシャストマトの栽培状況等を見学した。



1 概要説明

(1) デリシャスファーム株式会社について

デリシャスファーム株式会社は家族経営からスタートし、現在は約 30 名の従業員がおり、そのうち役員は 3 名、男女別の内訳では男性は 6 名、その他は女性という構成である。

仙台から約 40 キロ離れた大崎市の南に拠点を構えている。農場のほか、直売所、加工場、加工体験施設を有しており、「玉光デリシャス」品種のトマトを経営の柱としていて、ミニトマト、水菜、大根等も扱っている。パイプハウスを利用して、トマトは秋に定植し、7 月頃までに収穫を行う。加工もトマトが中心である。土耕栽培であるため土を良くしないとよいものを収穫できない。

時代とともに需要は変わるので、常に消費者の求める商品を生産、加工する。農業に抵抗のある人もいるが、若者がやりたくなるような農業を目指している。

そして、女性の視点を生かした経営を重視し、女性のアイデアを積極的に取り入れる方針を明確にしている。女性活躍のポイントとしては、例えば、女性だけのイベント会議や商品開発会議の開催、営業活動への積極的な女性の参加などを通じて、商品コンセプトの発信を行っていることが挙げられる。より女性が働きやすい環境の整備に努めている。

(2) デリシャストマトの生産について

デリシャストマトの栽培は全国的にも珍しい。現在の品種は約 35 年前から取り扱っ

ており、水分を控えることで徐々に糖度を高めていき、酸味もあるのが特徴である。大手メーカーとの差別化を図るため、手間はかかるが、無添加にこだわり、保存料等を使っていない。加工では味付けも工夫し、いかに大手メーカーとの違いを出せるかを意識している。通常のトマトの2倍～3倍の単価を設定しないと採算がとれないため、初めは消費者に受け入れられるか不安だった。

トマトに限らず、どんな商品でも平均して1割程度は形が悪い等の理由から、出荷できない規格外品となるが、デリシャストマトの場合は生産が難しく、当初は5割程度、現在でも3割程度は規格外となっているものの、安定して生産できるようになってきたと感じている。

(3) 6次産業化の具体的な取組状況

約20年前に、規格外品をどのように有効活用したらよいか検討を始め、JAの生産部会の発案により、委託加工でトマトの缶ジュースの生産を始めた。自社での製品開発、製造には約11年前から取り組んでいる。

工夫しているポイントとしては、コンサルタントを活用した商品開発、完成レシピによる委託製造、併設している直売所での試験販売を行っていることである。加工品ではトマトジュースを中心として、トマトカレーやトマト酢など約50種類を展開している。

地元の商工会にも加わり、県内外の様々な商談会に参加するとともに、インターネットなど様々な販売チャンネルを通じて営業努力をしている。

県内外のデパートや土産品店など多くの取引先ができ、仙台方面等から直売所を直接訪問し、購入される方も多く、加工品により、客単価と売上の向上につながった。

2001年より経営規模の拡大をはじめ、農場の増設や新設を行い、3か所で生産をしており、その結果、生産量は増加したが、大口卸売が増えて単価は低迷し、思うように収益は伸びなかった。このことを踏まえ、直売比率を高める仕組みづくりを行い、リピーターになってくれる顧客の獲得に力を入れている。

具体的には、作業場の面積を減らし、カフェを併設した。仙台市内のイタリアンレストランに相談する等して、自社農産物を活用したスパゲッティなど約20種類のメニューを提供している。とくにトマトラーメンは好評であり、カフェに来るお客様の半分近くはトマトラーメンを注文する。サラダのドレッシングにはトマトにみそを加えてアレンジしたものを使っており、こちらも好評である。トマトは様々な料理に合うため、様々な発想で可能性が出てくる。

また、イベントを毎月開催し、農作業の体験や屋台の出店、トマトの詰め放題等といった企画を行っており、これも売上につながっている。元々、社内のイベントとしてトマト祭りを開催していたが、お客様に開放してもよいのではないかという意見があり、一般の方にも開放したところ、地元の新聞にも記事が掲載され、とくに収穫体験に人気が集まり、行列にもなった。非常に有望な観光資源にもなるとして、2016年には大崎市がトマト祭りを主催することになり、今まで弊社で実施したことをベースとして、1日だけの開催だったが、シャトルバスで来場者を輸送するくらいの規模となった。

この他、オーナー制度やメール会員制度、ポイントカードを導入して、イベントの

開催等の情報発信や、2013年には、お客様や観光業者の要望に基づき、加工体験施設をオープンして、採れたてのトマトを使った料理体験をお客様に提供している。いずれもお客様を楽しませて自社の商品、サービスにお金を使っていただくという戦略で進めているところである。

このように、デリシャスファーム株式会社の6次産業化は規格外品の活用からスタートし、集客力や客単価を支える部門にまで成長した。

2 質疑応答

問 6次産業化に取り組むことで様々なメリットがあると思うが、資金をやり繰りする上で注意していることはあるか。国庫補助の活用等はどうしているか。

答 コンサルタントを活用した商品開発、完成レシピによる委託製造、併設している直売所での試験販売を徹底しており、試験販売では販売状況に応じて柔軟に販売を見直すこととしている。国から認定された6次産業化の事業計画を進めているが、国庫補助は活用していない。

問 神奈川県内でもマーケティング型農業が盛んで、作ったものを売る農業から、売れるものを作る農業へと転換していっていると感じている。6次産業化の推進にあたっては、県も相談窓口やマニュアルを設けている。御社の場合、6次産業化を進める上で一番の鍵となるのはどのようなことか。

答 商品力である。高単価のデリシャストマトを生産、加工、販売しているため、商品に特徴がないとなかなか消費者に受け入れてもらえないので、その点を意識している。

問 自治体から御社に対して他の企業や農業者を指導してくれないかという依頼等があるかもしれないが、年間どのくらいの方が、御社を視察するか。

答 平均すると週に1組くらいのペースで視察していただいている。農業者からはレストランや加工品の生産を始めたいという声をよく聞く。

問 連作障害等があった場合、どのように従業員に作業を振り分けているか。

答 半数程度の従業員が農場での作業を担当しているが、土壌管理を徹底しているため、そのような問題は起こらない。

問 従業員全体のうち正社員はどのくらいか。

答 11名である。

問 御社での年間の生産量はどれくらいか。

答 約140トンである。

問 売上のうち加工品の占める割合はどうか。

答 全体の約1/3を加工品とカフェの売上で占めており、売上自体も毎年伸びている。カフェについては席数も足りないし、メニューもリニューアルする必要があると考えており、まだまだ改善の余地がある。



(質疑応答の様子)

3 現地視察



(農場でデリシャストマトの栽培を見学)

4 考察

視察は、デリシャスファーム株式会社 今野文隆 代表取締役にご対応いただいた。

近年では、農業で「マーケット・イン」という言葉が使われるようになってきている。本県においても、マーケット・イン型の農業産地確立支援を行っている。出来たものを売り込むのが「プロダクト・アウト」であり、売れるものをつくるのがマーケット・インである

が、従来のプロダクト・アウト型農業から、マーケット・イン型への農業へと転換することが、全国の産地にとって共通の取組課題である。

本県において、「実需者と生産者をつなぐマーケット・イン型農業を目指す」として、県内産農産物の取引要望を取りまとめるヘルプデスクを、平成 27 年 11 月 2 日（月）～平成 28 年 3 月 25 日（金）まで設置した。

今回お伺いしたデリシャスファーム株式会社の取組は、まさにマーケット・インを意識した 6 次産業化の取組であり、県議会としても、しっかりと取り組んでまいりたい。

II 東北大学

■日 時：平成 30 年 7 月 18 日（水） 自：9 時 00 分 至：10 時 30 分

■場 所：仙台市茂庭浄水場（宮城県仙台市太白区茂庭字上ノ原山 128）

■対 応 者：東北大学 教授 津田 理 氏

■調査概要：電力・水素複合エネルギー貯蔵システム実証運転の取組について、研究開発の背景・目的と実証事業の概要、システムの概要や今後の予定等をご説明いただいた後、質疑応答を行い、浄水場敷地内のシステムを見学した。



1 概要説明

(1) 研究開発の背景・目的と実証事業の概要

本研究開発は NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）の水素プロジェクトの第 1 期となる事業で、NEDO より委託・支援を受けて実施している。

東日本大震災の際に、仙台市の主要浄水場に停電が生じ、1 日分の非常用電源があったが、停電は 4 日続いたため電力が足りず、遠くは新潟県等から集めて何とか機能を維持した。浄水場は絶対に止めることはできない。この経験により、化石燃料に依存せず、多種多様なエネルギーを確保することが重要で、特に、再生可能エネルギーや、大容量の非常用電源の重要性を痛感したことからプロジェクトはスタートしている。

再生可能エネルギーの有効利用には、出力変動を補償すること、即応性、大容量性、耐久性、高効率性を満たすことが求められる。一方、大容量の非常用電源の確立には、大容量性とコンパクトであることが求められる。

電力貯蔵装置はエネルギー効率がよく、即応性、耐久性もよいが容量性は低く、コンパクトではない。水素貯蔵システムはエネルギー効率や即応性が悪く、耐久性もよくないが、コンパクトであり、大容量性、経済性もある。本実証では、電力と水素、それぞれを貯めることのできる貯蔵システムを運用し、両者の長所を生かして、短所を補完している。

本システムが再生可能エネルギーの利用と大容量の非常用電源に有効であることを実証し、災害時に長期停電が発生しても、安定して継続運転が可能な浄水場を目指す。また、水素システムの有用性を電力分野の人にも認識していただくよい機会だと捉えている。電力会社が活用しないと社会に普及していかない。

平成 26 年度にシステムの有効性や活用方法の検討等を始め、平成 27 年度には茂庭浄水場における実証試験用システムの構成等に関する研究開発を始め、平成 29 年度から実証試験を始めた。運転は今年度いっぱいまで終了で、来年度は第 1 四半期でシステムを解体し、成果を検証するスケジュールとしている。実証後は外部資金を確保でき次第、研究開発を再開したい。

研究開発の実施体制としては、NEDO が東北大学と前川製作所に委託をし、東北大学は実証を提案し、研究を統括する立場にある。仙台市は東北大学の研究への協力という形で参加している。経産省系の事業になるので実用化できることが必要である。再委託先として、東芝の系列企業であり電力制御技術を有する北芝電機、山形県内の企業であり電気二重層キャパシタ技術を有する日本ケミコン、水電解技術を有する神鋼環境ソリューションが参加している。その他、水素ステーションの実績がある岩谷産業にも協力いただいている。

(2) 電力・水素複合エネルギー貯蔵システムについて

従来の蓄電池併設型水素システムは再生可能エネルギーを十分に活用できていないという課題があり、再生可能エネルギーを可能な限り直接利用して効率性を高める工夫や、再生可能エネルギーの出力変動を補償して長期間継続して提供する必要がある。

浄水場のニーズとしては、非常時には安定した燃料の確保、動作の信頼性向上、非常用電源用燃料の維持・管理の簡素化、非常用電源システムの小型化、通常時には昼間のろ過用砂洗浄と、クリーン電力導入による CO₂ 排出量削減への貢献等が挙げられる。

例えば、仙台市の浄水場では、20 か所ある貯水池を 4 日間かけて、ろ過砂の洗浄をして不純物を取り除いているが、莫大なエネルギーを使う。通常時は、電力会社の持つ大きな系統から電力を供給するので、電圧も安定しているが、停電時は、電力会社の系統の力を借りることができず、独立した負荷になってしまい、電圧を維持するのは容易ではない。しかし、提案システムを用いれば、高安定な電力供給が可能になる。

本システムでは、プログラムにより過去のデータから未来の発電量と消費量の差を予測することで、再生可能エネルギーの長期間の高効率利用や、常時・非常時の高品質電力供給、非常用電源の燃料の長期保存等を可能にし、浄水場のニーズも満たすものとしている。

(3) 実証システムについて

茂庭浄水場は一日平均で約 200 キロワット、一般世帯約 300 軒分の電力を消費している。浄水場のニーズに対応し、非常時を想定した 3 日間の連続自立運転を可能とすること等を設計条件とした。また、太陽光発電出力は可能な限り直接負荷に供給し、システムの容量は太陽光発電出力の変動補償に必要な最小限のものとし、電力過剰時に水素を製造して、電力不足時に水素で発電するといった設計指針を定めた。そして、実際の設計では、実規模システムの有効性検証のため、既存の太陽光パネルを用いた 1/50 モデルのシステムを設け、日常業務への影響を考慮し、実負荷ではなく、実証では模擬負荷を使用している。

敷地内の建屋には、機器ユニットとして燃料電池と水電解装置、電気二重層キャパ

シタ、電力変換装置、計測装置が入っている。晴天時は、太陽光発電を行い、太陽光発電の余剰分は水を電気分解して水素で貯蔵し、夜間や降雨時は、水素を使用し、燃料電池で発電を行い、太陽光発電の不足分を補填するという運転をしている。

建屋内の機器ユニットのほか、太陽光発電パネル、電力制御装置、模擬負荷、水素タンク、水素カードル、水素吸蔵合金を敷地に設置している。母線電圧は時間とともに変化しない直流にしており、電気二重層キャパシタのエネルギー入出力により、バランスを保っている。

(4) 今後の展開

水電解装置等の水素関係のシステムはコストが高く、現状では効率が悪く、ビジネスに活用する仕様であるとは言えない。今後、実証事業の中で、装置の応答性や制御性を試験して改善点を洗い出していく。また、高精度変動補償に適した太陽光発電出力の予測方法や、最適な変動補償方法の検討、システムの入出力制御方法、運転制御方法を検討する。

システムについては、耐久性を持たせつつ、効率的に安定して運転できることが重要である。非常時の電力の長時間安定供給と、通常時の瞬時電圧低下・サージノイズ発生への高性能補償、双方に対応するのは容易ではない。本システムの様々な適用可能性と、将来の展開を検討したい。

2 質疑応答

問 自動運転でシステムを運用しているか。

答 プログラミングしてアルゴリズムを入れて自動運転している。

問 水素関連企業がもっと積極的に開発してもよいと思うが、進まないのはなぜか。

答 NEDOのプロジェクトで委託を受けると、膨大な量の業務が発生する。関連企業ではそのために人員を割くのは難しい。現状では水素技術を売り込むことよりも製造した水素ガス等を売り込むことに力を入れている印象である。

問 実証試験ではどのくらいのコストをかけているか。

答 装置全体で約2億円弱である。内訳は燃料電池に約1,500万円、水電解装置に約3,000万円、電気二重層キャパシタに約250万円、水素システム関連に約3,000万円、電力変換装置に約6,000万円、吸蔵合金に約5,000万円要している。これらの機器はまだ大量生産できる段階にはなく、実用化するにはコストが高いことが課題である。

問 最も技術革新が必須なものは何か。

答 水電解装置は現状では効率性がよいとは言えず、ごくわずかな会社でしか開発されていないため、技術革新が必須である。

問 平成30年度で実証運転が終わるとのことだが、再生可能エネルギー全般について、今後の課題をどのように考えているか。

答 日本のエネルギー自給率は約7%であり、化石燃料を海外からの輸入に依存している。代替エネルギーとしては今のところ地熱、風力、太陽光などの再生可能エネルギーか水素しかない。余剰エネルギーの活用を図っていくとしても、土地にも限りがあり、太陽光発電システムや風力発電システムだけでは限界がある。新規電力システム

の開発や運用には 10 年単位で期間を要するため、今、研究開発を始めていないとエネルギーが必要となった時に間に合わない。

問 神奈川県でも水素エネルギーの普及を図るため、麒麟ビール横浜工場の敷地内に水素ステーションを設置し、FCV 車両に水素を利用している。水素の利活用に有効な仕組みを普及するのは難しいか。

答 再生可能エネルギーは効率がよくないため、いくつか水素ステーションを作ったというだけでは足りず、主力になりきれない。メガワットクラスの余剰電力も必要になる。例えば、水素タンクに水素ステーションを併設する等利用しやすくなる工夫をすればシナジー効果が生まれ、費用対効果がよく、普及にもつながるのではないか。



(質疑応答の様子)

3 現地視察



(電力制御装置を見学)



(模擬負荷を見学)



(水電解装置等機器ユニットを見学)



(太陽光発電パネル前で集合)

4 考察

地球温暖化対策は世界共通で取り組むべき喫緊の課題である。

国では、平成27年にパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）を踏まえ、2030年度の温室効果ガスを2013年度比で26%削減する目標を示すとともに、新たに「地球温暖化対策計画」を策定した。

本県においても、国内外の動向や「かながわスマートエネルギー計画」策定等の状況の変化を踏まえ、平成28年10月に「神奈川県地球温暖化対策計画」を改訂した。

エネルギー施策を重点に掲げる本県として、国が農地への設置に係る取扱いを示した「ソーラーシェアリング」や、普及拡大に向けてプロジェクトが動き出した「薄膜太陽電池」、さらに水素を活用した「燃料電池」等、新しい技術の促進を私たちもこれまで強く求めてきた。

県においても、水素エネルギーの導入拡大に向け、高い環境性能を有する燃料電池自動車等の普及を促進している。

農家や市町村、エネルギー部門としっかり連携して、新たな目標に対する具体的な対策を着実に積み上げ、その実現に向けて神奈川県の地域特性を踏まえ、温暖化対策を実施することの必要性を、この視察を通じて、再確認した。

関係する各分野の事業者や団体等の各主体と連携・協力しながら、地球温暖化対策へ取り組んでいく。

Ⅲ—Ⅰ 宮城県庁

■日 時：平成 30 年 7 月 18 日（水） 自：13 時 00 分 至：14 時 00 分

■場 所：宮城県庁（宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1）

■対 応 者：宮城県保健福祉部障害福祉課 課長 小松 雄司 氏
施設支援班 主幹（班長） 荒井 謙吾 氏

■調査概要：障害者の施設から地域への移行に係る取組について、これまでの地域移行の実績や、宮城県船形コロニーの概要、地域移行促進に向けた取組、課題や今後の目標等をご説明いただき、質疑応答を行った。



1 概要説明

(1) これまでの地域移行の実績

「宮城県障害福祉計画」に基づき、平成 18 年度より障害者の地域移行実績の集計を開始した。施設の入所定員は当初は約 2,300 人だったが、現在は 2,000 人を切るくらいになっており、地域移行を開始して数年は地域移行者数が多かったが、その後減少し、近年は横ばいとなってきている。

施設の入所者は船形コロニーが県全体の入所者の約 1 割を占めている。船形コロニーは仙台市から約 25 キロ～30 キロ離れた黒川郡大和町に立地し、県が設置した施設であり、指定管理制度で社会福祉法人宮城県社会福祉協議会が運営している。宮城県では平成 17 年に県福祉事業団と県社会福祉協議会が統合したという経緯がある。市街地から離れている山里にあり、入所者の過半数は 50 歳以上で、入所期間は長くなっている。設置当時の入所定員は約 500 名で、平成 15 年度～17 年度に急激に地域移行を進めた結果、現在の入所定員は 210 名となっており、近年の地域移行者は毎年一桁に留まっている。

(2) 宮城県船形コロニー

平成 14 年に当時の宮城県福祉事業団が「船形コロニー解体宣言」を行った。当時の施設は生活するには劣悪な状態だったため、2010 年までに解体することを目標とした。入所者の家族や県内市町村から反響があり、家族からは地域の支援体制を不安視する意見、市町村からはグループホームを増やただけで地域移行が進むのか疑問視する意見など、様々な意見を頂戴した。

この解体宣言を受けて、平成 16 年に県は「みやぎ知的障害者施設解体宣言」を行った。当時の浅野知事は厚労省の官僚出身で、障害者施策に思いがあった。宣言は条件整備さえ整えば知的障害者の地域移行が可能という趣旨だったが、これについても様々な意見を頂戴した。これを契機に住民や施設の方々と議論が深まった。

(3) 地域移行促進に向けた取組

県福祉事業団（現県社会福祉協議会）は、自立訓練ホームの運営を行った。これは、主に船形コロニーからスムーズにグループホームに入所できない方のために、自立訓練ホームにおいて、自身で自分のことをできるようにするための訓練を実施するもので、船形コロニーの入所者を対象とした事業である。一定程度、身の回りのことをできるようになった段階でグループホームに移行し、できない方は船形コロニーに戻るというものである。

一方、宮城県は、「重介護型グループホーム支援事業」を行い、世話人等の加配に要する経費を県が補助するとともに、「知的障害者グループホーム体験ステイ推進事業」を行い、知的障害者がグループホームの体験利用に要する経費を補助した。

しかし、比較的軽度の障害者は地域へと移行したが、重度の方は船形コロニーに残っているという状況になり、地域移行者の実績が鈍化し、以前ほどのスピード感がなくなってきた。また、地域移行に向けた考え方で、県社会福祉協議会と入所者の親の会で意見の相違があり、折り合いがつかなくなった。船形コロニー地域移行者・入所者家族アンケートでは、地域に移行した方の約半数の方は「状況が変わらない」と答え、「船形コロニーにいたときのほうが生き生きしていた」と 18%の方が答えた。7割の方は、「利用者が地域移行の意思決定を全くできない」と答えた。

このような中で、平成 17 年に村井知事が就任し、解体宣言の真意は理解できるが、2010 年までに当該施設を解体するか、駆込寺としての位置付けを残したままとするかは検討の余地があるとした。そして、2010 年までの解体を白紙化し、入所者の親の会等の意見も踏まえながら、無理の無い範囲で地域移行を進め、施設の新規入所者の受入も再開することとなった。

(4) 課題、最近の取組、今後の目標

現状の課題としては、まず、親の高齢化が進んでいることや、重度の障害がある方は受入先が限られること等から、生活拠点の整備を進めることが挙げられる。そして、地域生活の場としてのグループホームの整備も課題である。既存の住居をそのままグループホームに活用すると、車いす利用者には使いづらく、階段を上れないといった問題や、スプリンクラーなどの設備が整備されていないといった問題がある。既存の障害者施設も老朽化が進み、バリアフリーが整備されていない、個室化されていないといった問題がある。

これらの課題に対応するため、県では、平成 28 年に「船形コロニー再整備事業」に着手し、基本設計を済ませたところである。今後、詳細設計を行うが、現地立替により入所定員数も広げる方向で進めている。施設整備にあたっては、民間、行政、大学等が参画する検討会での議論を踏まえている。検討会では、大規模ではなく、中・小規模の施設を分散して整備するべきではないかという意見もあったが、適地やコスト

の問題等もあり、現在の広い土地でまとまったものを整備することで方向性が整った。また、グループホームの整備では、民間事業者が国庫補助に採択されないことも多いため、平成 28 年に、県は「グループホーム整備促進事業」を始め、国庫補助に採択されなかった場合、国庫補助の分を含めて県が補助し、民間事業者の負担を 1 / 4 まで軽減している。これにより、民間事業者は国庫補助採択に左右されないでグループホームを整備できる。

「宮城県障害福祉計画」の第 5 期の目標では、今後、右肩上がりグループホームを増やしていくこととしている。国の指針では平成 28 年末時点の施設入所者数の 9 % 以上を地域に移行させることとしているが、県の目標では 6 % に抑えている。これは、宮城県の場合、地域移行を始めた当初に多くの方が地域移行したため、施設に残っている方は、地域移行がどうしても困難な重度の障害者が多いためである。今後も地域移行と施設整備を両輪で進めていく。

2 質疑応答

問 神奈川県では津久井やまゆり園の事件を受け、様々な取組をしている。宮城県の場合は地域移行が進んだようだが、地域移行者・入所者家族アンケートでは意思決定ができない入所者が約 7 割と伺った。これは入所者の意思を確認しないまま地域移行を進めたということか。

答 一人一人の意思を確認したかという点恐らくそうではないが、当時は施設解体という前提があり、自身で生活できる方については地域に移行していただくという方針で地域移行を進めた。日頃、支援している施設職員等の意見も反映されたと思う。

問 グループホームの整備に補助し、今後、右肩上がりグループホームを増やしていくとのことだが、福祉に携わる人材をどのように確保するのか。

答 こうすれば人材を確保できるというのがなかなか見いだせないのが現状である。船形コロニーの再編整備でも入所定員を増やす計画だが、初年度に必要な職員の定員を確保できていない。県の社会福祉協議会で採用を行っており、募集要項を改め、採用年齢を引き上げるなどの対応をしているが、申込状況はよくない。県でも福祉分野の人材確保を重点施策としている。入職式で知事が一人一人にメッセージを手渡しする等の工夫をしており、離職防止にもつながっているようである。宮城県に限らず、どこの地域でも人手不足なのが現状だと思う。

問 解体宣言当時、様々な意見があったかと思うが、議会はどのような状況だったか。

答 与野党問わず議論があり、質疑等が多かった。



(質疑応答の様子)

3 考察

地域生活支援の取組については、本県においても、大きな課題である。

「神奈川県障がい福祉計画（第5期 平成30年度から平成32年度）」の中で、福祉施設の入所者の地域生活への移行について、「重度障がい者を含めた障がい者の地域生活移行を進めるために、重度の障がい者を受入れ可能な施設を増やすことや、重度障がい者に対応できる人材を養成することが必要」と記載されている。

その実現に向けては、住まう場を整備するだけでなく、日中活動の場の整備も含めて地域生活支援の仕組みを考えていく必要があるということを、今回の視察を通じて強く感じた。

宮城県において、平成14年に当時の宮城県福祉事業団が「船形コロニー解体宣言」が発せられたことは、全国の福祉関係者に大きな衝撃を与えたものだった。

現在は、本県に移り住まれている浅野史郎前宮城県知事の強いリーダーシップにより、実現したものだが、本県においても、津久井やまゆり園事件を受け、障害者の地域移行を推進していく方針であるが、その際には当事者や家族の方の意見は勿論のこと、今まで支援してきた関係者の意見を十分に聴取し、障害者の地域生活支援を推進することが必要となる。

障害者福祉は、ともすると家族の意向ばかりが先行してしまいがちで、これは紛れもない事実である。だからこそ「障害を持った当事者が納得し、充実した人生をおくれる」ことを常に心がけていかなければならないと考えている。

Ⅲ—Ⅱ 宮城県庁

■日 時：平成 30 年 7 月 18 日（水） 自：14 時 00 分 至：14 時 50 分

■場 所：宮城県庁（宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1）

■対 応 者：地方職員共済組合宮城県支部 事務長

（宮城県総務部 参事兼職員厚生課長）

（地方公務員災害補償基金宮城県支部 事務長） 佐々木 榮一 氏

事務次長兼事業部次長（総括担当）兼歯科診療所長 櫻井 清美 氏

（宮城県総務部職員厚生課 課長補佐（総括担当））

事業部事業推進班 班長 佐々木 英徳 氏

■調査概要：宮城県庁における県庁内保育所設置の取組について、保育園の概要や設置の経緯、設置負担等をご説明いただいた後、質疑応答を行い、保育施設を見学した。



1 概要説明

(1) 保育園の概要

平成 19 年 10 月 1 日から庁内保育所として「みやぎっこ保育園」の運営を開始した。運営主体は地方職員共済組合宮城県支部であり、平成 31 年 3 月 31 日までアートチャイルドケア株式会社に運営を委託している。職員は常勤 4 名、非常勤 3 名で構成されている。受入対象は生後 57 日から就学前までの乳幼児で、定員 30 名のうち、1/3 は県職員以外の乳幼児を受け入れることとしている。平成 30 年 7 月 1 日現在、園児は 23 名である。祝日、年末年始を除く月曜日～金曜日を保育日としており、延長保育も行っている。保育園の総面積は 186.63 m²で、乳児室 1、保育室 2、多目的室 1、調理室 1、体育室 1、園庭、保護者用駐車場を備えている。県職員については入園料を免除し、その他は 1 万 5 千円をいただいている。乳幼児の年齢によって保育料を変えており、運営開始当時の近隣保育園の平均値から算出した金額を設定している。

(2) 設置の経緯

平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」が制定されたことを受け、平成 17 年に「宮城県特定事業主行動計画」を策定した。職員へのアンケートの結果、庁内託児施設を必要とする回答が 5 割を超えたことを踏まえ、計画に庁内保育所の設置の検討を

盛り込んだ。平成 18 年に「庁内保育所設置検討特別委員会」を設置し、総務部次長が座長となった。その後、「庁内保育所設置に関するニーズ調査」を経て、同年 11 月に、「庁内保育所開設準備委員会」を設置し、参事兼職員厚生課長が座長となった。委員会の設置や調査を経て、同年 12 月に、県と地方職員共済組合宮城県支部が費用負担に関する協定を締結し、建物の改修や運営事業者の公募等を進め、平成 19 年 10 月に保育園を開設した。

(3) 経費負担

設置経費として設計費と、建物の改修経費等を計上した。運営費のうち保育収入で賄えない部分については、県と地方職員共済組合宮城県支部でそれぞれ概ね 1 / 2 を負担しており、直近数年の運営費は年間 2 千数百万円で推移している。園児数の推移としては、平成 19 年度では 14 人(定員 15 名)だったが、平成 29 年度では 27 人(定員 30 名)となっている。園児の募集チラシを作成して広報しており、随時園児を募集している。

2 質疑応答

問 県庁内保育所の設置を決定した経緯を伺いたい。

答 「次世代育成支援対策推進法」の制定と、職員ニーズを確かめるアンケート調査を踏まえ、設置は必要と判断し、特定事業主として職員に、県民開放型とすることで県民に、県として子育て支援の姿勢を示した。

問 県内での保育所待機児童はどのような状況か。

答 宮城県は全国ワースト 9 位で、最新の数字だと、待機児童数は 232 名だと把握している。状況はよくないため、対策を進める必要がある。

問 県庁内保育所では一時預かりを実施しているか。

答 実施していない。委託事業者とも話をしたが、園児の感染症の予防等の理由から見送った。保育士を増やす問題や、スペースを確保する問題もあった。

問 神奈川県には庁内保育所はないが、議会の傍聴者に託児サービスを提供している。宮城県でもそのようなサービスを実施することは考えていないか。

答 庁内でも検討しているが、現状ではスペースの問題等で厳しいという判断である。

問 待機児童対策として、事業所に保育所があるのはありがたいことだと思う。県職員以外の方の乳幼児の費用を県が負担することとした経緯と、県職員以外の方の乳幼児の入園競争率を伺いたい。

答 当初、県と地方職員共済組合宮城県支部で費用を折半していたが、組合員でない県民の費用を組合が負担する必要性について議論した結果、県負担とすることとした。県職員以外の方の乳幼児については定員の範囲内に収まっており、競争は発生せず、抽選等もしていない。

問 育児休暇の取得率が上がったなど、何か傾向を掴んでいるか。

答 庁内では働き方改革に力を入れており、女性の昇進がだんだん増えてきている印象である。庁内保育所もそのような流れに貢献していると思う。



(質疑応答の様子)

3 現地視察



(宮城県庁内の保育施設を見学)

4 考察

宮城県庁内「みやぎっこ保育園」（宮城県庁事業所内保育所）は、「安全と安心を迫及し、真心を込めて保育を行う」ことを保育理念に、「一人ひとりが個性豊かで心身ともにたくましく、いつもやさしく思いやりのある子に」を保育目標とした、アートチャイルドケア株式会社に保育を委託し、運営を行っている。

入園対象児は地方職員共済組合員の子供で、募集定員の1／3程度で、組合員以外の子供の入園も可能とのことだった。

本庁舎整備を機会に事業所内保育所を設置（一時保育を含む。）する自治体もある。

子どもにやさしい、子育て世帯、共働き世帯にやさしい施策展開の一丁目一番地が、保育施設の充実である。今回の視察を参考に議会審議の参考とさせていただく。

IV 地域支援センターしんぼし

■日 時：平成 30 年 7 月 18 日（水） 自：15 時 20 分 至：16 時 20 分

■場 所：県中央地域福祉サービスセンター
（宮城県仙台市泉区南中山 5-2-1）

■対 応 者：社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 県中央地域福祉サービスセンター
センター長 石川 仁 氏
地域支援センターしんぼし 所長 長崎 淳 氏

■調査概要：先述した宮城県庁における障害者の施設から地域への移行に係る取組についての調査に関連し、移行先であるグループホームの視察を行った。
地域支援センターしんぼしが営む共同生活援助事業（グループホームの運営）に関し、施設の状況や職員の体制等についてお話を伺った後、グループホームを見学した。入所者が日中活動から戻られる前にグループホームを見学する必要があったため、質疑応答は割愛した。



1 概要説明

(1) 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会の概要

平成 17 年 4 月に宮城県社会福祉協議会、宮城いきいき財団、宮城県福祉事業団の 3 つの団体が統合され、宮城県社会福祉協議会は、その存続団体である。

宮城県社会福祉協議会は、障害者支援施設である宮城県船形コロニーのほか、在宅心身障害者保養施設、障害福祉サービス事業所等、都道府県の社会福祉協議会としては珍しく、多くの施設を運営している。職員数は約 710 人（正規、非正規半々）である。

地域支援センターしんぼしは、宮城県社会福祉協議会の中の県中央地域福祉サービスセンターが所管する施設であり、共同生活援助事業（グループホームの運営）と生活介護事業（日中活動支援）を行っている。

(2) 共同生活援助事業所の状況

平成 30 年 4 月 1 日現在、仙台市内には、共同生活援助事業所が 58 か所、共同生活援助事業所が運営するグループホームが 226 か所あり、グループホームで生活している障害のある方の人数は 1,234 人である。

地域支援センターしんぼしが運営する共同生活援助事業所「わがや」は、7 つのグ

グループホームを運営しており、いずれも共同生活援助事業所から車で 10 分以内のところであり、賃貸契約を結んだ一軒家をグループホームとして使用している。

7つのグループホームのうち、女性のグループホームは2軒、男性のグループホームが5軒であり、利用人数は女性8名、男性22名の計30名である。以前は施設で生活されていた方がグループホームに移行し、地域生活を行っている。

7つのグループホームのうち、一番古い施設は平成16年、一番新しい施設は平成26年に開設しており、半数以上の方が10年以上生活している。

(3) 職員の体制について

職員は管理者1名（生活介護事業所の管理者と兼務）、サービス管理責任者（障害福祉サービス事業所での配置が義務付けられている有資格者）1名、支援員（職員）7名のほか、グループホーム業務を専門に担っている「世話人」という職員が32名いる。「世話人」は1年更新の委託契約となっている。

地域支援センターしんぼしが運営するグループホームは常駐型（利用者だけが生活する時間帯の無いグループホーム）のため、利用者がグループホームに在宅している間は、必ず世話人や職員がいる体制となっている。夜間や土日も同様である。

(4) 地域交流と地域の理解について

7つのグループホームはいずれも町内会に入っている。町内会の除草作業へ年数回参加しているほか、地域の祭りにも参加しており、地域住民にも受け入れてもらうことができていると感じている。

ただ、新しい場所にグループホームを設置する際には、その地域の住民の理解を得られず、別の場所を探さなければならなくなることもある。障害があってもなくても誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりのために、地域の人々により一層の働きかけを行っていく必要がある。

(5) 入居者の日中活動の利用状況について

グループホームの入居者は、平日の日中は生活介護事業所や就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所に通っており、夕方グループホームに帰ってくる。

土日祝日のグループホームでの生活についても、余暇支援という意味で重要なものと捉えており、毎月入居者に要望を伺いながら、ドライブ外出等を実施している。

(6) 火災報知設備について

消防法の改正により、入居者の状況に応じ必要な施設には、平成30年3月31日までにスプリンクラー設備の設置が義務付けられ、地域支援センターしんぼしが運営する7つのグループホームのうち、4施設にスプリンクラー設備が設置された。

これと同時に自動火災報知設備も設置し、グループホームのいずれかの場所で火災を感知すると、自動報知設備を通じて所管の消防署に通報される仕組みができた。消防署で通報を感知すると、グループホーム内の専用の電話が鳴り、これに応じなければ消防車が10台以上急行するという仕組みである。

スプリンクラー設備維持経費は、設計から工事まで含めると、1ホームあたり300

万円～400万円。また、約10年～15年でバッテリーと消火剤の中身を更新しなければならないため、その時期には300万円以上の費用がかかる。

グループホームの安全のためには必要な設備であり、現場を預かる者としては心強い設備ではあるが、10年間で300万円以上を捻出することは容易ではない。

2 現地視察



(グループホームを見学)

3 考察

宮城県におけるグループホームの取組は、平成14年、当時の宮城県福祉事業団が発表した「船形コロニー解体宣言」の実践と表裏一体の取組である。

まさに障害者の地域移行の最前線である。

本県においては、県と県議会とが協力し「ともに生きる社会かながわ憲章」を作成した。この憲章の理念実現に向け、津久井やまゆり園利用者の意思決定支援及び地域生活移行支援を実施するとともに、取組を全県的に展開推進するとして、多くの新規事業が予定されている。

私たちは、これらの取組が全県的に波及するように、政令・中核市も含めて関係機関に丁寧な説明を行うとともに、県と市町村との役割分担を図ることを強く求めている。

また、入所施設の機能は入所させることで終わりではなく、退所時期等を明確に示し地域生活移行に向けて、県と市町村の協力による取組を実施することが必要である。

今回の視察を通じて知り得た、先進県である宮城県の取組を参考に今後の議会審査に臨みたい。

V 山形県庁

■日 時：平成 30 年 7 月 19 日（木） 自：10 時 30 分 至：11 時 40 分

■場 所：山形県庁（山形県山形市松波二丁目 8-1）

■対 応 者：山形県 観光文化スポーツ部 インバウンド・国際交流推進課

同 課長補佐 黒木 幸治 氏

同 主査 新田 正吾 氏

山形県デジタルコンテンツ協議会 事務局 岩瀬 義和 氏

■調査概要：山形県内のフリーWi-Fiスポットをスマートフォンのアプリケーション（以下「アプリ」という。）によって一括して利用できるようにし、観光客の利便性の向上と地域活性化につなげる取組について山形県からご説明をいただいた後、アプリの詳細について山形県デジタルコンテンツ協議会様からご説明いただき、その後質疑応答を行った。



1 山形県からの概要説明

(1) 山形県の国際戦略について

山形県では、平成 27 年 3 月に「山形県国際戦略」を策定し、これに基づいて国際戦略を展開している。計画期間は 5 年間。①国際交流の拡大、②県内企業の海外取引の拡大、③市場特性に応じた観光誘客の拡大（インバウンド）、④国際物流の推進の 4 つを柱として取組を進めている。台湾、香港、中国、ASEAN を重点地域としている。

(2) 山形県のインバウンドの現状

観光庁「宿泊旅行統計調査（視察当時推計値）」によると、平成 29 年の外国人延べ宿泊者数は全国で約 7,180 万人となった一方で、東北地方は約 945,580 人である。前年比 45.8%増と伸び率は高いが、全国に占める割合はわずか 1.3%である。また、山形県は 98,910 人であり、全国に占める割合はわずか 0.1%である。

平成 23 年の東日本大震災により、山形県への外国人旅行者数は大幅に減少したが、東北 6 県で連携し、国の東北観光復興対策交付金を活用しながらインバウンドの取組を進め、平成 27 年にようやく震災前の数字に戻った。外国人観光客の数はその後順調に伸びており、平成 32 年には 30 万人を突破するという目標を掲げ、取組を進めている。

外国人宿泊者数の国別の内訳は、台湾、韓国、中国の順に多い。山形県には国際便が飛んでいないため、チャーター便の誘致に力を入れている。

(3) 東北観光復興対策交付金を活用した取組

山形県の認知度向上のため、プロモーション動画「STAY YAMAGATA」を制作し、YouTubeで公開している。大変人気があり、830万回再生されている。また、韓国向けに旅番組を放映し、山形の旅行商品をテレビショッピングで販売している。

アクセス手段の確保にも積極的に取り組んでおり、チャーター便の誘致、JRとの連携による県外空港から本県への旅行商品の造成販売、外航クルーズ船の誘致拡大等を行っている。

観光客の受入態勢の整備として、カード・スマートフォン決済導入等への支援、業種別・接遇レベル別に応じた外国人接遇研修、県内主要観光地でのご当地フリーWi-Fiの整備促進を行っている。

(4) 外国人旅行者向け無料Wi-Fiの環境整備について

山形県では、平成28年度に、山形県デジタルコンテンツ協議会と連携し、

「Wi-Fi YAMAGATA」という外国人旅行者向けのご当地Wi-Fiアプリを作成した。

ア 導入の経緯

導入の背景としては、まず、平成23年に東日本大震災があり、海外の観光客が激減したことが挙げられる。アプリの検討を始めた平成27年は、回復基調が見えてきたものの、まだ回復しきれていなかった。また、外国人観光客が旅行中に困ったこととして、「無料公衆無線LAN環境」が36.7%（平成23年度観光庁調査）であったことから、インバウンド誘客を進めるために、Wi-Fi整備の対応が急務となった。

山形県は、Wi-Fi整備を平成26年度から補助事業として進めていたが、特定の施設にWi-Fiを整備する方法であったため、観光客が施設ごとにログインしなければならず、大変不便であり、観光客の利便性向上のため、一度のログインで接続可能な面的整備の検討を始めた。

他自治体では自治体主導によるWi-Fi整備が多いが、この方法は整備費用及び維持するための管理費用がかかり、負担が大きいため持続可能性が少ないと考えた。持続させるために負担の少ない方策を検討した結果、県内の新聞社、民放、広告代理店、自治体等で運営する「山形県デジタルコンテンツ協議会」が、会費や広告収入で自走運営する方式でアプリを導入することとなり、平成27年度末、「山形県デジタルコンテンツ協議会」が「山形県Wi-Fi利活用研究委員会」を立ち上げ、Wi-Fiアプリを運営していくことが決まり、平成28年度に蔵王で実証事業を行うことを決定した。

イ 特徴

① Wi-Fiスポットの面的整備

既にサービスされている施設等のWi-FiのSSID※をサーバ上で一元的に管理することにより、多くのWi-Fiを利用できるため面的整備がしやすいほか、維持費は従来の施設側となる。また、Wi-Fiアプリに一度接続すれば、それぞれのWi-Fiスポットへの接続手続きが不要となる。

② 多言語による情報発信

ポータルサイトを整備し、多言語による情報サービスを提供することにより、外国人観光客の消費行動を喚起する。

③ 外国人訪問客のビッグデータ動線分析

Wi-Fi アプリの利用者の年齢、国籍等のログイン情報をもとに、アプリをダウンロードした場所や行った方向等の情報により動線分析が可能となり、インバウンド施策へ活用することができる。

※SSID…無線 LAN のアクセスポイントを識別するための名前。Wi-Fi に接続する際に、該当する SSID を選ぶ。

ウ 県の支援

平成 28 年度に行った実証事業に県は 12,350 千円を負担している。平成 29 年度には、国庫補助を活用してアプリの機能を追加し、平成 29 年度、平成 30 年度には、県は各年度 1,200 千円を負担している。

2 山形県デジタルコンテンツ協議会からの説明

(1) 仕組みとセキュリティ

SSID とパスワードを管理しているデータベースがクラウド上にあり、「Wi-Fi Yamagata」に入りたい施設や自治体は、各自の SSID とパスワードをこのデータベースに登録する。アプリを利用する度に、リストが更新され、利用者は、新たに登録された施設や自治体についても、自動的に Wi-Fi につながるようになる。

アプリのダウンロードの際に、年齢、国籍、性別に登録する必要があり、これらの情報をもとにデータ分析を行っている。

セキュリティは、総務省の Wi-Fi の利活用に関する方針に沿い、山形県警と連携しながら担保している。

(2) 現在のダウンロード数及び活用状況

アプリの配信から約 2 年経過したが、2018 年 7 月 16 日現在、ダウンロード数は 8,160 件。月平均ダウンロード数は 370 件。行動データの数は約 65 万件。現在の山形県内の参加自治体は 9 自治体である。

これまでのインバウンドや国内観光客向けのサービスに加え、山形市民や出張者等のダウンロード数も増やすために、山形市の中心商店街と連携し、お店のクーポンの発券等をアプリ内で行えるようにした。このことにより、アプリ利用者の利便性を高くするとともに、観光地から中心商店街に観光客の誘客を進める効果も期待できる。

(3) データ分析について

アプリからとったデータによると、例えば、国道沿いに観光客が動いていることや、最上川沿いに観光する方が非常に多いということが分かる。また、夏は、行動範囲が非常に広いが、冬の場合は一か所に行ったらすぐ帰ってしまうということが多いということなどが分かる。データの詳細を分析してプロモーションに繋げていきたい。

(4) 今後の事業プランと課題

今後は、さらにダウンロード数を増やし、利便性の高いアプリにしていくとともに、観光だけでなく、防災や見守りサービスなど、地域創生が実現できる新サービスへ展開していきたい。

山形県だけではなく、東北各地で使えるようエリア普及の加速化を図っており、東北一円で使えるようなアプリにしていくとともに、アプリから得られた行動データをもとに AI を使った行動分析を東北大学と始めており、アプリのコンテンツも充実させていきたい。

3 質疑応答

問 2019 年度観光客利活用 90%以上を目指しているということだが、現状はどうか。

答 現状のダウンロード数は約 8,000 件なので、まだまだ足りない。(山形県デジタルコンテンツ協議会)

問 このデータによる成果は既に表れているのか。

答 ダウンロード数がまだまだのところもあり、今データを貯めている状況である。今年度ようやく解析できる状況までデータが蓄積されており、今年度解析し、来年度事業に向けてどのような使い方ができるかを検討していきたい。(山形県)

現在、AI を活用したデータ分析を東北大学と一緒に進めているが、それによって、例えば、ある国の観光客はこのような観光ルートに行くという傾向が分かり、この場所にこの国のパンフレットを置いた方がよいというように、デジタル化されたデータにより、必要な分だけ置くことができるようになり、パンフレットの部数を減らした分の予算を他の様々なところに使えるようになると考えている。(山形県デジタルコンテンツ協議会)

問 このアプリを活用するためには、海外の方に山形県に観光に行こうと思ってもらい、山形県を選んでもらう必要があると思うが、そこは山形県としてどのように取り組んでいるのか。本県においても、神奈川が海外で知られておらず、海外の方に神奈川県を見つけてもらう体制がまだできていないと感じているが、山形県としてはいかがか。

答 海外の方に山形に来てもらえるよう、海外(台湾、香港、上海、韓国、ハルビン、シンガポール)にコーディネーター及び事務所を配置し、PR や相談会を行い、旅行商品を作ってもらえるよう取組を行ってきた。東日本大震災以後、旅行商品を作ってもらえないことが多かったが、最近はようやく作ってもらえるようになってきたところであり、まずは旅行商品を作ってもらうこと及び山形県の認知度向上に重点的に取り組んできた。

ただ、これまでは団体旅行が多かったが、今後は FIT※化していく傾向があるため、一般の方に目を向けてもらうことが大きな課題である。今までは団体旅行向けということで、エージェント向けに PR を行ってきたが、一般の方にどのように目を向けてもらうかということは、山形県としても考えているところである。(山形県)

※FIT…団体旅行やパッケージツアーを利用することなく個人で海外旅行に行くこと。Foreign Independent Tour の頭文字の略。



(質疑応答の様子)

4 考察

本県においては、インバウンドを視野に入れた多様な資源を活用した観光魅力づくりを推進している。

大山、鎌倉、横須賀の「日本遺産」認定を契機に、日本遺産を核に県内全域の歴史をテーマとする観光プロモーションや受入環境整備を実施している。

伊勢原市は丹沢山地・大山エリアの旅館や飲食店、土産物店など 29 店舗と連携し、店頭でスマートフォン（スマホ）の充電やモバイルバッテリー貸出しのサービスを開始している。

私たちも、フリーWi-Fi スポットの整備等、「観光客のスマートフォン、携帯電話利用者の利便性向上」を図ることが、インバウンドを取り込む上で重要であると、これまで、委員会質疑等を通じて、提案してきた。

今回の視察を通じて、導入への取組と課題などを調査することができた。今後の議会での議論に活かしてまいりたい。

以上